

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年3月24日

精華町監査委員 井上直樹

同 坪井久行

令和4年度定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により定期監査を精華町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果について次のとおり意見を付して報告します。

第1 監査の概要

1 監査の期間

令和4年11月29日から令和5年3月24日まで

2 監査対象部局

(1) 工事

事業部営繕室及び教育部学校教育課

(2) 令和3年度定期監査において指導した事項の改善状況

監査対象部局	
総務部	企画調整課、入札契約室、自治振興課、危機管理室
住民部	総合窓口課、税務課、国保医療課、人権啓発課
健康福祉環境部	社会福祉課、健康推進課、新型コロナワクチン接

	種対策室、環境推進課
事業部	産業振興課、検査住宅課、建設課
上下水道部	経理営業課
会計管理者	会計課
消防本部	消防本部
教育部	学校教育課、生涯学習課
議会事務局	議会事務局

3 監査の対象

(1) 工事

令和4年1月1日から11月30日までの間に請負契約を締結した工事であって、契約金額が10,000千円以上のもののうち、当該工事の規模、進捗率等を考慮し選定した次に掲げるもの

ア 令和4年度精華西中学校給食配膳室増築工事

イ 精華町防災食育センター新築工事（建築工事）

(2) 令和3年度定期監査において指導した事項等の改善状況

4 監査の着眼点

(1) 工事

工事が、計画、設計、積算、施工等の各段階において、関係法令等に適合して適正に執行されているか。

(2) 令和3年度定期監査において指導した事項の改善状況

令和3年度定期監査において指導した事項が改善されているか。

5 監査の方法

監査対象部局に対し以下資料の提出を求め書面調査を実施するとともに、工事にあつては令和5年1月17日及び24日に関係職員から説明を聴取した。

なお、工事に係る技術的な事項については、協同組合 総合技術士連合に技術調査の業務を委託して実施した。

※監査資料

(1) 工事

ア 工事監査調査票

イ 調査票で指定した工事に係る起工から現在までに作成又は取得した一連の書類

ウ 事前質問書

(2) 令和3年度定期監査において指導した事項の改善状況

ア 令和3年度定期監査（随意契約）指導事項等改善状況

第2 監査の結果

1 工事

監査の対象とした工事は、計画、設計、積算、施工等の各段階において、それぞれおおむね適正に執行されていると認められた。

なお、監査の対象とした工事に係る技術士の工事監査結果報告書は、別添のおりである。

2 令和3年度定期監査において指導した事項の改善状況

令和3年度において指摘した内容については、おおむね改善の方向にあることが確認された。

第3 補足意見

今回監査の対象とした2件の工事においては、いずれも入札参加業者が2者であり、そのうち1者は辞退し、応札は1者であった。

精華町では入札監視委員会及び入札調査監視委員会を定期的を開催し、工事等の入札及び契約（以下「入札等」という。）に関する事後の調査や検証を実施することで、入札等の透明性及び競争性の確保が図られているところである。

これら委員会の結果については工事担当課と十分に共有を図り、入札等の透明性及び競争性を確保できるよう、引続きその適正な方法について検討をされたい。